

## 勝浦町投票区再編計画（案）

### 1. 投票区再編の趣旨

昭和30年3月1日の合併当時の住民基本台帳人口は10,160人（1,896世帯）であり、以降年々人口の減少が進み、平成30年12月1日現在の住民基本台帳人口は、5,277人（2,188世帯）となっております。この人口減少傾向は、社会問題化している少子高齢化や過疎化、人口流出等により、今後も続いていくことが予想されます。

また、平成15年12月からスタートした「期日前投票制度」では、年々利用者が増加傾向にあります。平成30年1月に執行された勝浦町長選挙では、期日前投票利用者が全投票者数の4割を超えており、選挙を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような状況の中、行財政改革の推進による財政規模の縮小や選挙執行経費基準法の改正による選挙費用の抑制、事務の効率化による職員数の減少等により、人口規模や財政状況等を勘案した適正かつ効率的な投票区の見直しを図ることが課題となっております。

以上のことから、勝浦町選挙管理委員会では、人口減少や社会情勢の変化、町の財政状況や職員数の変化、期日前投票所の定着等の選挙制度の改正に対応した「適正な投票区」への見直しを検討することとしました。

### 2. 投票区の状況

#### (1) 現投票区・投票所の状況

勝浦町の投票区は全7投票区あり、投票所として使用している施設については、地区集会施設が5ヶ所、その他町管理施設が2ヶ所となっております。

(表1) 現在の投票区

投票区	区域
第1投票区	石原、沼江、掛谷、山西
第2投票区	中角、生名
第3投票区	今山、黒岩、星谷
第4投票区	久国、棚野、立川
第5投票区	中山、横瀬
第6投票区	与川内
第7投票区	坂本

また、当町における選挙人名簿登録者数は、平成30年12月3日現在4,670人であり、最大の有権者を有している投票区は、第2投票区の941人、最少の投票区は、第6投票区の265人です。

(表2) 選挙人名簿登録者数 (平成30年12月3日現在)

投票区	男	女	計
第1投票区	367	386	753
第2投票区	440	501	941
第3投票区	320	329	649
第4投票区	375	405	780
第5投票区	398	472	870
第6投票区	125	140	265
第7投票区	198	214	412
合計	2,223	2,447	4,670

## (2) 投票区の現状と課題

投票区の基準設定については、各自治体の選挙管理委員会の専決事項ですが、昭和44年に発出された旧自治省選挙部長通知によると、①投票所から有権者の住所までの道程が3km以上ある地区にあっては、遠距離地区の解消に努めること、②1投票区の有権者数は、概ね3,000人を限度とすること、③投票所から有権者の住所までの道程が2km以上あって、かつ有権者数が2,000人を超える場合は増設に努めることとされています。当該通知以降、投票区設定基準に関する通知等は発出されておられません。

しかしながら、これは昭和44年当時の状況下において発せられたものであり、道路の整備や車社会の進展、期日前制度の導入など社会情勢は当時と比べて大きく変化しております。

当町における現在の投票区については、有権者数や地理的条件等を勘案し設けられたものですが、近年、少子高齢化や過疎化による人口の減少等により、一部の投票区では有権者数が少ないために、投票管理者や投票立会人の選任が困難になりつつある投票所もみられます。

また、平成15年の公職選挙法の改正により、従来の不在者投票より条件が緩和された「期日前投票制度」が創設され、投票日当日に投票所で投票する有権者が減少傾向にあります。

(表3) 直近過去4回分の選挙における期日前投票者数

選挙名	投票者数	期日前投票者数
平成30年執行勝浦町長選挙	3,838	1,888
平成29年執行衆議院議員総選挙	2,877	1,813
平成28年執行参議院議員通常選挙	2,747	1,012
平成27年執行勝浦町議会議員一般選挙	3,703	1,260

### 3. 投票区再編の目的

以上のことを踏まえ、以下の3つを目的として投票区の再編を行います。

- ①人口規模や社会情勢に対応した投票区の適正化
- ②投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者の確保
- ③選挙執行経費の節減

### 4. 投票区の再編案

以上のことを踏まえ、以下のとおり投票区を再編します。

- ①再編後の投票区は以下の表のとおりとなります。

(表4) 再編後の投票区

投票区	区域
第1投票区	石原、沼江、掛谷、山西
第2投票区	中角、生名
第3投票区	今山、黒岩、星谷
第4投票区	久国、棚野、立川
第5投票区	中山、横瀬、与川内
第6投票区	坂本

- ②再編後の投票所は以下の表のとおりとなります。

(表5) 再編後の投票所

投票区	投票所
第1投票区	掛谷集会所
第2投票区	勝浦町農村婦人の家
第3投票区	勝浦会館
第4投票区	勝浦町住民福祉センター
第5投票区	勝浦町農村環境改善センター
第6投票区	坂本区民集会所

- ③再編後の投票所の区域については、各投票所までの距離が5km以内に在住する有権者が9割になるよう配慮します。

### 6. 投票区再編への対応

投票区の再編については、広報誌等で広報するとともに、パブリックコメントの募集を行い、町民の皆様からのご意見をお伺いいたします。

パブリックコメント・・・平成31年1月1日(火)～1月31日(木)まで

再編実施時期・・・平成31年3月1日(予定)

※平成31年3月1日以後、公示(告示)される選挙から適用予定